

ふるさと越後再造林基金事業協力金徴収規程

(目 的)

第1条 ふるさと越後再造林基金（以下「基金」という。）は、基金規約第3条第1項のふるさと越後再造林基金事業（以下「基金事業」という。）の適正かつ円滑な造成を図るため、同条第2項の協力金の徴収方法及び基金事業への納入方法について基本的事項を定める。

(協力金の徴収対象及び徴収対象者)

第2条 協力金の対象は次の各号のとおりとする。

新潟県内の国有林・公有林・私有林において、販売目的で素材生産された針葉樹及び広葉樹原木（以下、「対象原木」という。）とする。

2 協力金の徴収対象者は、次の各号のいずれかに該当するにいがた杉素材需給調整連絡会議（以下「連絡会議」という。）構成員並びに趣旨に賛同する企業又は個人（以下「協力者」という。）とする。

(1) 原木供給者 (2) 原木流通業者 (3) 原木需要者

(協力金の徴収額)

第3条 協力金の徴収額は、次の各号のとおりとする。

(1) 原木供給者：出荷販売に係る新潟県内産原木取扱い

1 m³当たり 20 円

(2) 原木流通業者：仕入れ販売に係る新潟県内産原木取扱い

1 m³当たり 10 円

(3) 原木需要者：購入及び自家消費に係る新潟県内産原木取扱い

1 m³当たり 20 円

2 上記において、木質バイオマス材は1tを1m³と読み替える。

(協力金の徴収方法)

第4条 協力金の徴収方法は、次の各号によるものとする。

2 協力金の実績量は、連絡会議の実績を基にする。

3 協力者からの協力金の徴収は、第2条に定める対象原木とし、前年度の実績量に応じて、第3条に定める額を年1回納付することとし、前年4月から翌年3月末までの実績量に応じた額を当年7月末まで、別記様式1号により全額を納付するものとする。

ただし、協力金請求額は、十円単位とし、十円未満は切り捨てるものとする。納入は銀行振込みとし、振込手数料は、協力者の負担とする。

(その他)

第5条 この規程に定めのないもので必要が生じた事項については、理事会の決議を経て、会長がその都度定める。

附 則

1 この規程は、令和4年3月24日から施行する。

令和5年5月12日の代議員会一部訂正